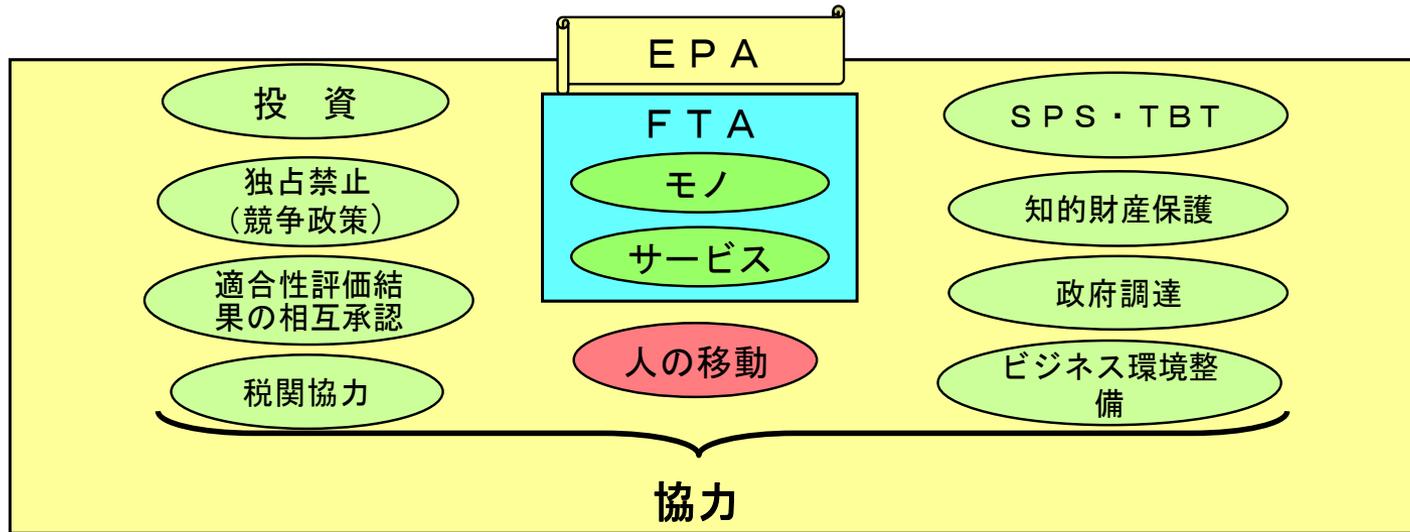


EPA介護福祉士候補者の 受入れについて

経済連携協定（EPA）とは

「経済連携協定」（EPA：Economic Partnership Agreement）は、WTO（世界貿易機関）と中心とした多国間の貿易自由化を補完するため、国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとするもの。

一般的には、「自由貿易協定」（FTA：Free Trade Agreement）の呼称が使用されているが、日本においては、いわゆる自由貿易協定（物品やサービスの貿易障壁の削減・撤廃を目的とする）の要素に加え、投資、人の移動、知的財産保護、協力等の広範な分野を対象としていることから、協定の名称は「経済連携協定」（EPA）を用いている。



（参考）日・フィリピン経済連携協定の構成（165条からなる本文と8の附属書により構成。和文で721ページ）

第1章 総則	第8章 投資
第2章 物品の貿易	第9章 自然人の移動
第3章 原産地規則	第10章 知的財産
第4章 税関手続	第11章 政府調達
第5章 貿易取引文書の電子化	第12章 競争
第6章 相互承認	第13章 ビジネス環境の整備
第7章 サービスの貿易	第14章 協力（以下略）

日フィリピンEPA 平成18年9月9日署名、平成20年12月11日協定発効

日インドネシアEPA 平成19年8月20日署名、平成20年7月1日協定発効

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

- 1. 目的**
 - ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)
 - ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国**
 - ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 人数枠**

平成24年度 300人(インドネシア、フィリピンともに同じ人数)
※日本の労働市場に悪影響を及ぼさないようにする観点から上限を設定

 - ・平成20年度実績: インドネシア人候補者104人
 - ・平成21年度実績: インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人
 - ・平成22年度実績: インドネシア人候補者77人、フィリピン人候補者82人
 - ・平成23年度実績: インドネシア人候補者58人、フィリピン人候補者61人
- 4. 在留期間**
 - ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
 - ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
 - ・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件**
 - ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
 - ・受入施設 ……
 - ①定員30名以上の介護施設であること
 - ②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと
 - ③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
 - ④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
 - ⑤適切な研修体制を確保すること 等(候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)
- 6. その他**
 - ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等の現状

平成24年2月1日現在

(単位:人)

(1) インドネシア

	入国者数	就労・研修中の人数	雇用契約・就学終了 ・帰国者数
20年度	104	94	10
21年度	189	174	15
22年度	77	74	3
23年度	58	58	0
合計	428	400	28

(2) フィリピン

		入国者数	就労・研修中の人数	雇用契約・就学終了 ・帰国者数
21年度	(就労コース)	190	156	34
	(就学コース)	27	22	5
22年度	(就労コース)	72	63	9
	(就学コース)	10	10	0
23年度	(就労コース)	61	61	0
	(就学コース)	-	-	-
計	(就労コース)	323	280	43
	(就学コース)	37	32	5
合計		360	312	48

(3) インドネシア・フィリピン総計

	入国者数	就労・研修中の人数	雇用契約・就学終了 ・帰国者数
20～23年度	788	712	76

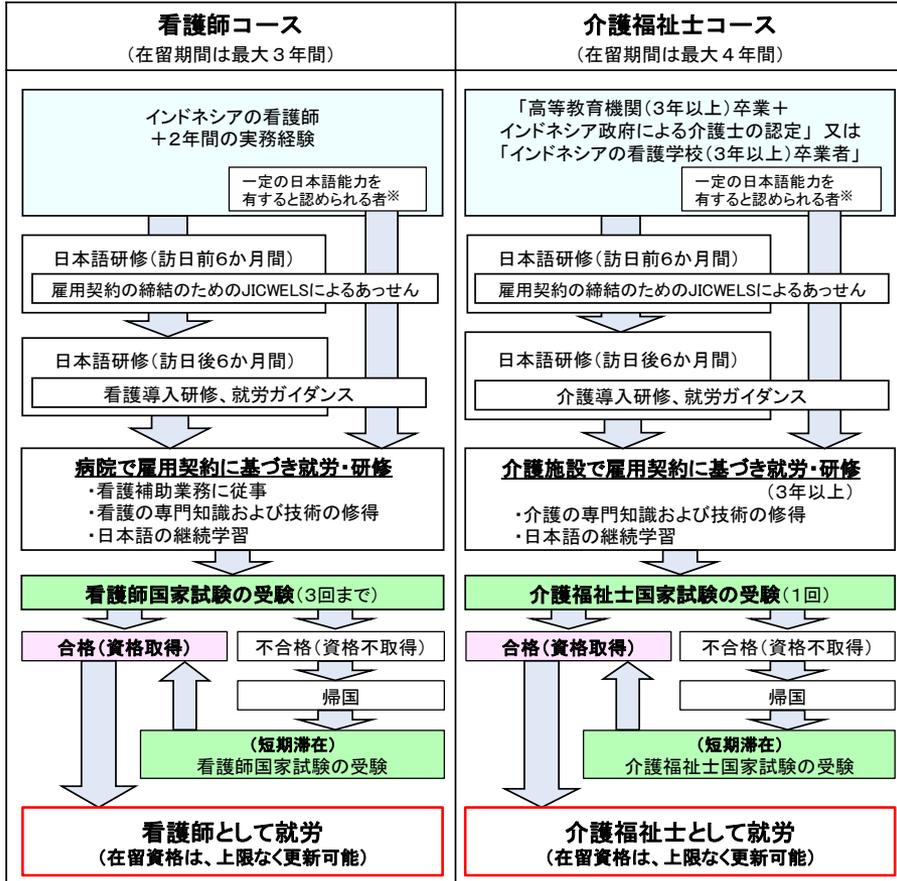
経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）、平成23年度は105人（看護47人、介護58人）が入国。
平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計7人(看護0人、介護7人))
(注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

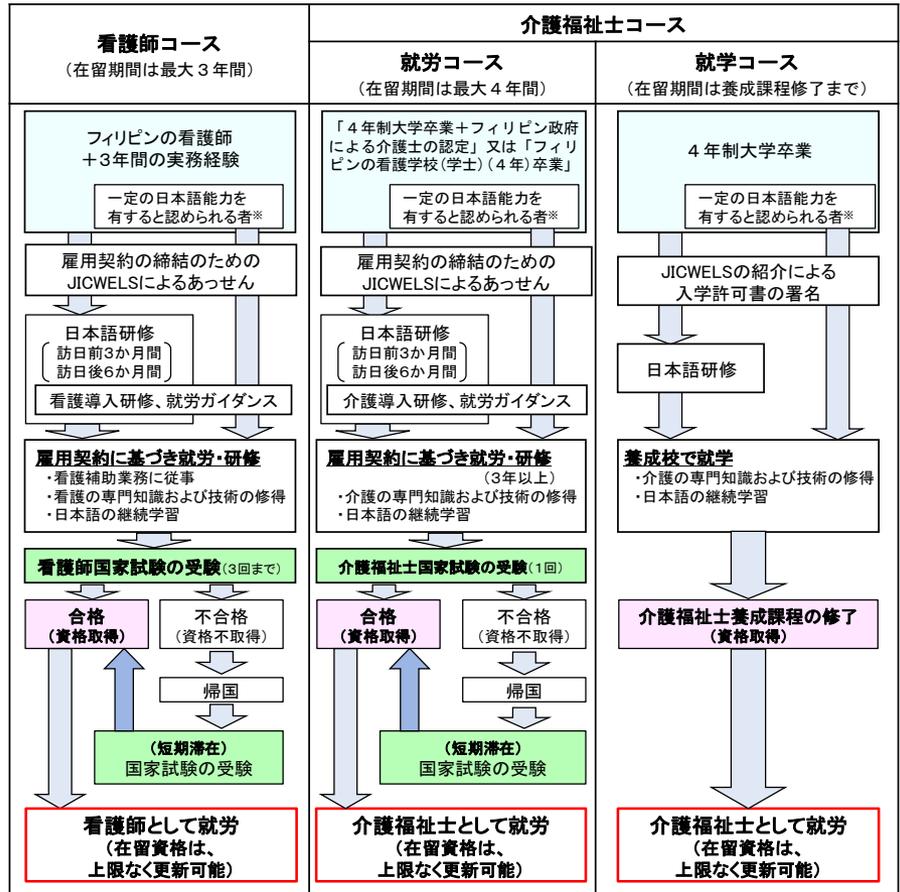
経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成21年度は310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））、平成22年度は128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））、平成23年度は131人（看護70人、介護61人（就労61人、就学は募集なし））が入国。
平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計13人(看護0人、介護13人))
(注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

(参考)ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れ

- 日越両国は、日越EPAの規定に基づき交渉を行ってきた結果、我が国がベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れるとの結論に達し、平成23年10月31日の日越首脳会談において、両国首脳間でその旨を確認。会談の後、両首脳は「ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する覚書」(以下「覚書」という。)に署名
- 「覚書」の内容
 - (1) 日越EPAに基づく交渉の結果、我が国は、今後二国間で詳細を定める枠組みに基づき、ベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れる。
 - (2) ベトナム政府は、来年の早い時期を目標にベトナムにおいて日本語研修を開始することを目指し、日本政府とともに協力する。
 - (3) 日越両国は、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに係る法的拘束力を有する両国間の文書に関する交渉を開始し、来年3月までに結論に達するよう努める。
- 候補者受入れの基本的枠組み
 - (1) 看護師・介護福祉士候補者となるためには、基本的に現地でしかるべく日本語研修を受けることを前提とした上で、一定の日本語能力を有することを条件の一つとする。
 - (2) 訪日後は、資格取得のため、これまでの我が国が締結したEPAと同様の期間及び滞在資格において滞在を認めるなどの扱いを行う。
 - (3) その他の詳細は、今後越側と協議していくこととなっている。

インドネシア、フィリピン両国の概況

※外務省HP「各国・地域情勢」より抜粋

国名	インドネシア共和国 	フィリピン共和国 
人口	<p>約2.38億人（2010年、政府推計）</p> <p>（参考）総務省HP「世界の統計」 平均寿命 67歳（2008年） 高齢化率 4.7%（2005年） （65歳以上）</p>	<p>約9,401万人 （2010年推定値、フィリピン国勢調査）</p> <p>（参考）総務省HP「世界の統計」 平均寿命 70歳（2008年） 高齢化率 4.2%（2008年） （65歳以上）</p>
首都	ジャカルタ（人口959万人：2010年、政府推計）	マニラ（首都圏人口1,155万人）
民族	大半がマレー系 （ジャワ、スンダ等27種族に大別）	マレー系が主体。 ほかに中国系、スペイン系及びこれらとの混血並びに少数民族がいる。
言語	インドネシア語	国語はフィリピノ語、 公用語はフィリピノ語及び英語。 80前後の言語がある。

(参考)

国名	ベトナム社会主義共和国 
人口	約8,579万人 (2009年4月1日時点国勢調査) (参考) 総務省HP「世界の統計」 平均寿命 73歳 (2008年) 高齢化率 7.9% (2008年) (65歳以上)
首都	ハノイ
民族	キン族(越人)約86%、他に53の少数民族
言語	ベトナム語

日本

人口 約1.28億人 (2009年推計)

平均寿命 83歳 (2008年)

高齢化率 22.7% (2009年)
(65歳以上)

1 施設の人

スタッフ



① 介護福祉士
かいごふくしし



② 施設長
しせつちやう



③ 看護師
かんごし



④ 医師
いし
⑤ 主治医
しゅじ い
⑥ 先生
せんせい



⑦ 管理栄養士
かんり えいようし
⑧ 栄養士
えいようし

⑨ 療士



⑩ 音楽療士
おんがくりやうほうし



⑪ 言語聴覚療士
げんご ちやうかくりやうほうし



⑫ 理学療士
りがくりやうほうし



⑬ 作業療士
さぎやうりやうほうし

⑭ 利用者

- ⑮ 入所者
にやうしよしゃ
- ⑯ 通所者
つうしよしゃ
- ⑰ 高齢者
こうれいしゃ

- ⑱ 知的障害者
ちてきしやうがいしや
- ⑲ 身体障害者
しんたいしやうがいしや
- ⑳ 精神障害者
せいしんしやうがいしや



ポチ



タマ

⑰ その他の人々

- ⑳ 事務長
じむ ちやう
- ㉑ 職員
しよくいん
- ㉒ 担当者
たんとうしや

- ㉓ 介助員
かいじょいん
- ㉔ 生活指導員
せいかつしどういん
- ㉕ 訪問介護員
ほうもんかいごいん

- ㉖ 介護従事者
かいごじゆうじしや
- ㉗ 調理員
ちやうりいん

- ㉘ 清掃員
せいそういん
- ㉙ ボランティア
ぼらんてぃあ

施設の人 - Kepala instansi -

- | | | | |
|------------|------------------------------------|------------|---------------------------------------|
| 1. 介護福祉士 | pekerja kesejahteraan | 16. 通所者 | pengguna rawat jalan |
| 2. 施設長 | kepala fasilitas; kepala instansi | 17. 高齢者 | orang lanjut usia |
| 3. 看護師 | perawat | 18. 知的障害者 | orang cacat intelektual |
| 4. 医師 | dokter | 19. 身体障害者 | orang cacat tubuh |
| 5. 主治医 | dokter yang merawat | 20. 精神障害者 | orang cacat mental |
| 6. 先生 | guru | 21. 事務長 | kepala kantor |
| 7. 管理栄養士 | ahli gizi bersertifikat nasional | 22. 職員 | pegawai, staf |
| 8. 栄養士 | ahli gizi | 23. 担当者 | penanggung jawab |
| 9. 療士 | ahli terapi | 24. 介助員 | asisten, pembantu |
| 10. 音楽療士 | ahli terapi musik | 25. 生活指導員 | staf pembimbing kehidupan sehari-hari |
| 11. 言語聴覚療士 | ahli terapi bahasa dan pendengaran | 26. 訪問介護員 | staf rawat kunjung |
| 12. 理学療士 | ahli terapi fisik | 27. 介護従事者 | perawat |
| 13. 作業療士 | ahli terapi okupasional | 28. 調理員 | staf masak |
| 14. 利用者 | pengguna fasilitas | 29. 清掃員 | staf kebersihan |
| 15. 入所者 | penghuni fasilitas | 30. ボランティア | sukarelawan |

施設の人

1 施設の人

スタッフ



① 介護福祉士



② 施設長



③ 看護師



④ 医師

⑤ 主治医

⑥ 先生



⑦ 管理栄養士

⑧ 栄養士

⑨ 療法師



⑩ 音楽療法師



⑪ 言語聴覚療法師



⑫ 理学療法師



⑬ 作業療法師

⑭ 利用者

⑮ 入所者

⑯ 通所者

⑰ 高齢者

⑱ 知的障害者

⑲ 身体障害者

⑳ 精神障害者



ポチ



タマ

その他の人々

⑳ 事務長

㉑ 職員

㉒ 担当者

㉓ 介助員

㉔ 生活指導員

㉕ 訪問介護員

㉖ 介護従事者

㉗ 調理員

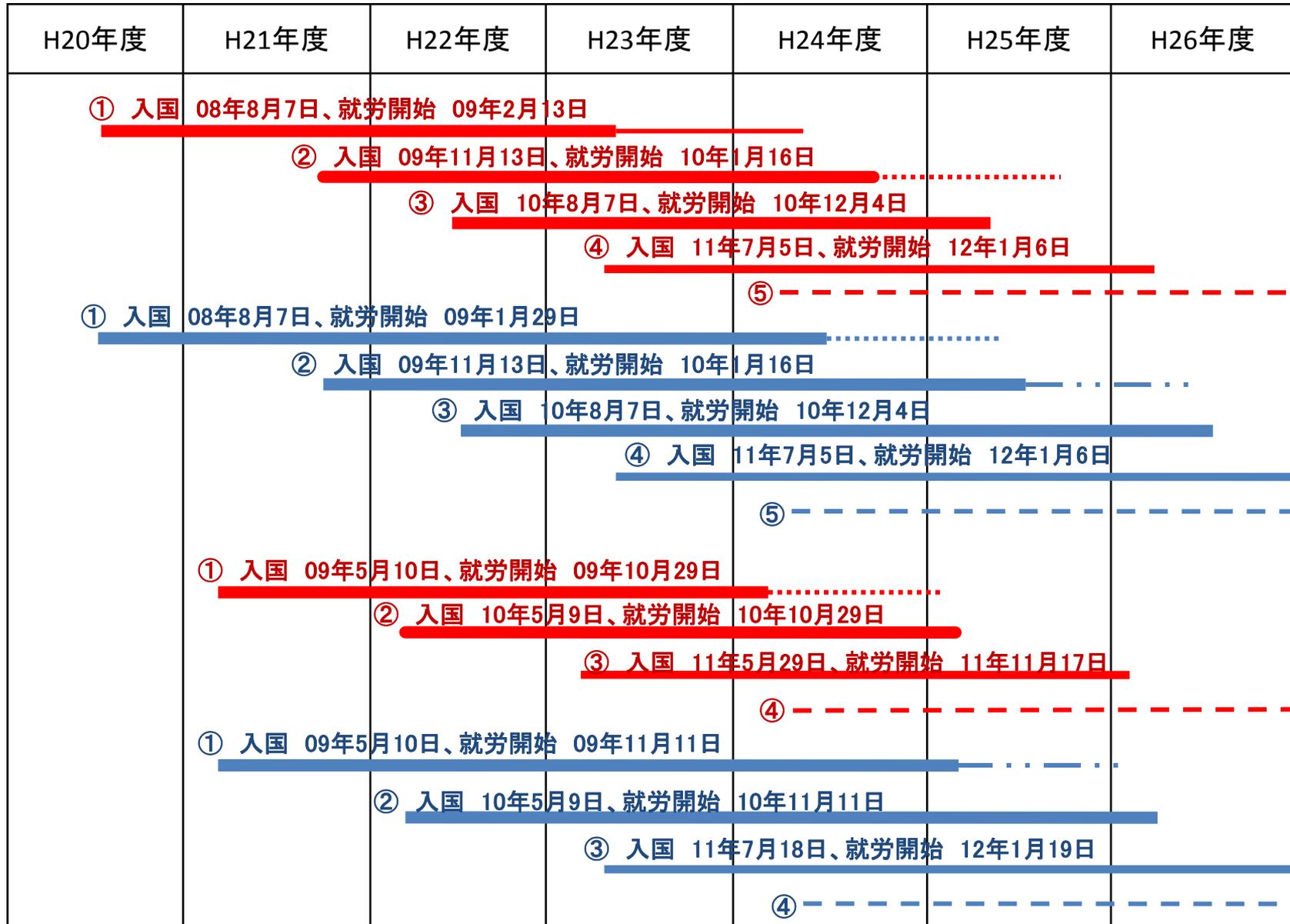
㉘ 清掃員

㉙ ボランティア

施設の人 — STAFF IN THE FACILITIES —

- | | | | |
|-------------|-------------------------------|------------|----------------------------|
| 1. 介護福祉士 | care worker | 16. 通所者 | day-resident |
| 2. 施設長 | director (of the facility) | 17. 高齢者 | the aged |
| 3. 看護師 | nurse, nursing staff | 18. 知的障害者 | mentally disabled person |
| 4. 医師 | doctor | 19. 身体障害者 | physically disabled person |
| 5. 主治医 | attending physician | 20. 精神障害者 | mentally disabled person |
| 6. 先生 | doctor, teacher | 21. 事務長 | secretary general |
| 7. 管理栄養士 | National Registered Dietitian | 22. 職員 | personnel, staff |
| 8. 栄養士 | dietitian | 23. 担当者 | person in charge |
| 9. 療法師 | therapist | 24. 介助員 | helper |
| 10. 音楽療法師 | music therapist | 25. 生活指導員 | social counselor |
| 11. 言語聴覚療法師 | language auditory therapist | 26. 訪問介護員 | visiting care attendant |
| 12. 理学療法師 | physical therapist | 27. 介護従事者 | care worker |
| 13. 作業療法師 | occupational therapist | 28. 調理員 | cooking staff |
| 14. 利用者 | user | 29. 清掃員 | cleaning staff |
| 15. 入所者 | resident | 30. ボランティア | volunteer |

外国人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間



凡例 協定に基づく滞在(入国済み) **————** 滞在期間延長 **————**
 協定に基づく滞在(H24入国予定) **- - - - -** 22年度に措置 **————** 23年度に措置 24年度に措置 **- - - - -**

EPA介護福祉士候補者 受入施設(施設類型別)

平成24年1月1日現在
(平成23年度入国候補者受入れ予定施設を含む)

施設類型	施設数	受入人数
特別養護老人ホーム	153	413
介護老人保健施設	72	195
介護老人福祉施設	11	29
介護療養型医療施設	7	22
障害者施設	6	16
デイサービス	2	4
短期入所	1	2
養護老人ホーム	2	4
計	254	685

これまで介護福祉士候補者に対して講じた主な施策

＜日本語研修・介護導入研修の実施＞

訪日前日本語研修：インドネシア6か月間、フィリピン3か月間（平成23年度～）
訪日後6か月間の日本語研修、1週間程度の介護導入研修を実施

＜候補者に対する学習支援＞

候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用を補助【候補者1人当たり23.5万円以内】
（日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等の費用）
日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）

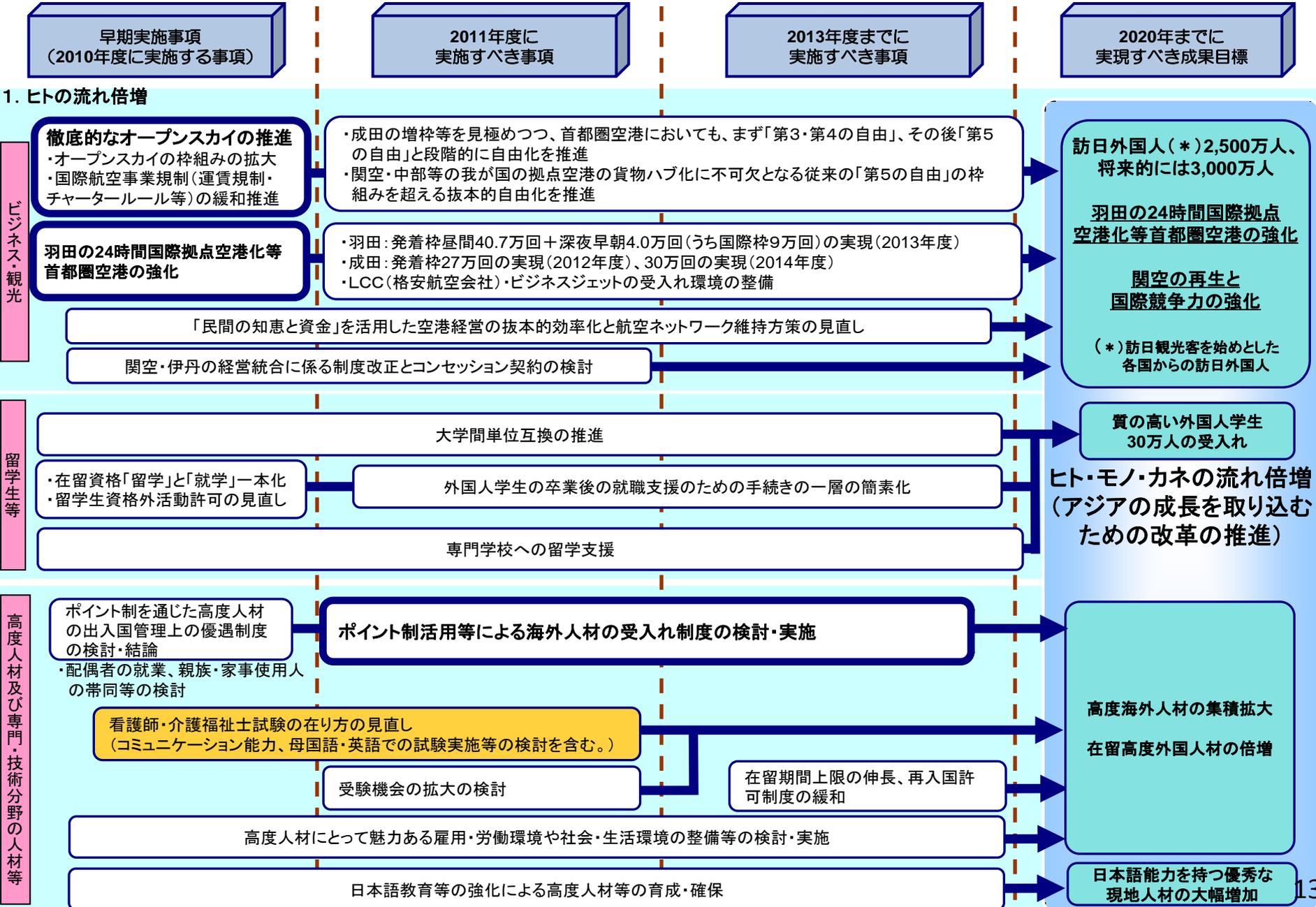
＜国家試験の用語の見直し＞

昨年試験から、難解な漢字へのふりがな付記、疾病名への英語の併記、
国際的な略語等の英語の付記、外国人名への原語の併記

＜滞在期間の延長＞

一定の条件を満たす候補者の滞在期間を1年に限り延長（平成23年3月11日閣議決定）

Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～①



ビジネス・観光

留学生等

高度人材及び専門・技術分野の人材等

日本再生の基本戦略

～危機の克服とフロンティアへの挑戦～

(抜粋)

平成23年12月24日 閣議決定

4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

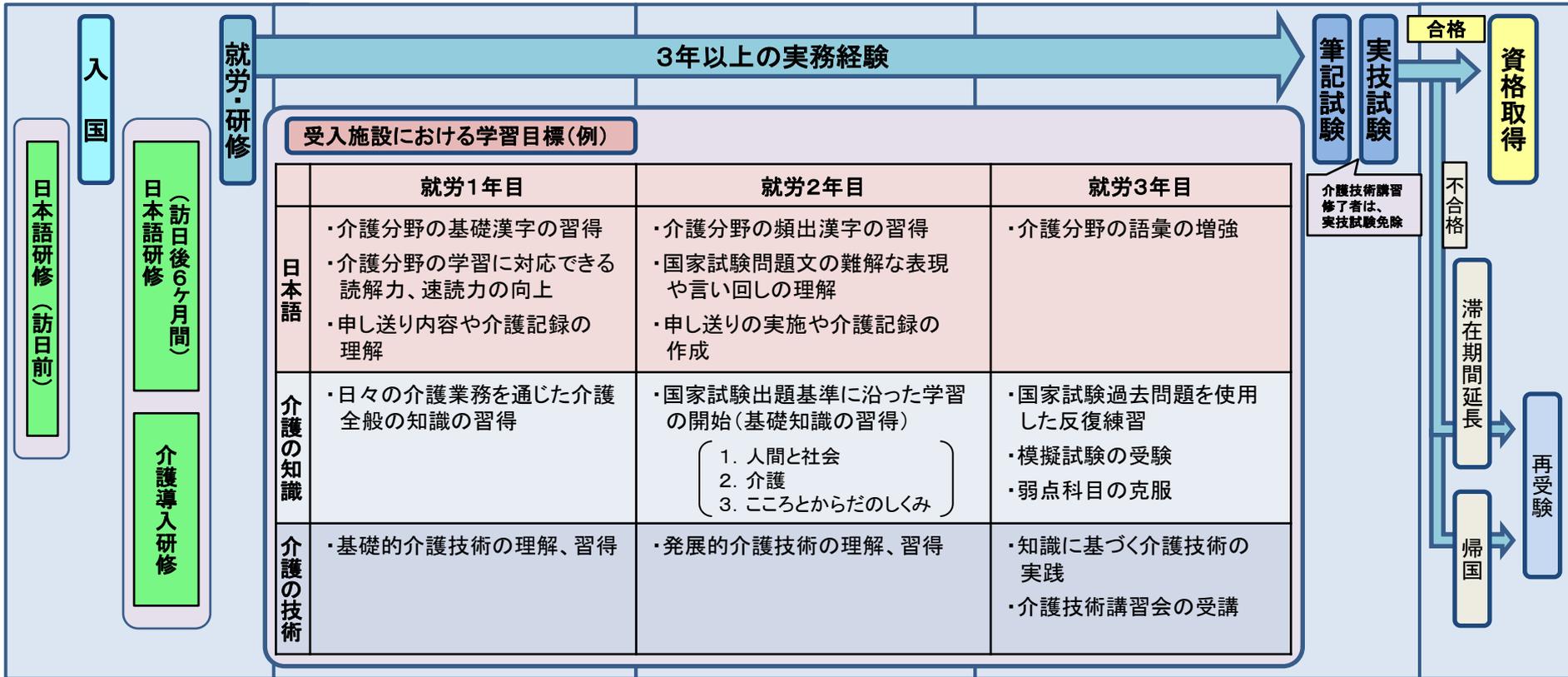
(1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)

① 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 投資協定、租税条約、社会保障協定の重点的・積極的な推進
- 立地補助金の活用等による競争力強化
- 円高メリットの活用による海外M&Aの促進や資源確保等
- 国際戦略総合特区の活用
- 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の着実な推進
- 偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)の早期発効・参加促進等による知的財産権の保護強化等
- パッケージ型インフラ海外展開の拡充
- 中小企業の海外展開支援等
- ポイント制の早期実施による高度人材の受入れ推進
- 経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れの仕組みの改善
- 経済のグローバル化等を踏まえた民法(債権関係)改正
- クールジャパンの推進

介護福祉士資格取得に向けたEPA候補者の学習（全体像）



厚生労働省による候補者、受入施設に対する支援

受入支援
(国際厚生事業団)

- ・巡回訪問指導
- ・相談窓口の設置
- ・日本語・漢字統一試験
- ・受入施設担当者向けの説明会等
- ・過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語)版の提供

学習費用の補助
(都道府県)

- ・候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用を補助【候補者1人当たり23.5万円以内】
(日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等の費用)

学習支援
(実施団体:公募)

- ・日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
- ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト)
- ・介護福祉士の資格を取得できずに帰国する候補者に対する再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)

(参考)23年度実績
20年度入国候補者:集合研修5回
通信添削指導7回

新規

候補者が使用している主な教材

受入施設における日本語学習教材として国際厚生事業団が配布した教材

一般社団法人
国際交流&日本語支援Y 編著

○介護の言葉と漢字ハンドブック
(インドネシア語版、英語版)



○看護・介護の言葉と漢字ワークブック
やさしい漢字とカタカナ語



○介護の言葉と漢字ワークブック



○言葉の使い方ドリル



○毎日の漢字テスト
(インドネシア語版、英語版)



○介護の言葉と漢字 国家試験対策
段階別事例問題読解



平成23年度外国人介護福祉士学習支援事業において国際厚生事業団が配布した教材

平成20年度入国候補者(尼1陣)

○見て覚える！介護福祉士国試ナビ2012

(中央法規出版(株))



○介護福祉士国家試験模擬問題集2012

(中央法規出版(株))



平成22年度入国候補者(尼3陣、比2陣)

○介護の言葉と漢字 国家試験対策ウォーミングアップ

(国際交流&日本語支援Y)



平成21年度入国候補者(尼2陣、比1陣)

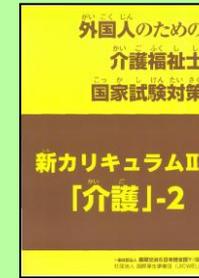
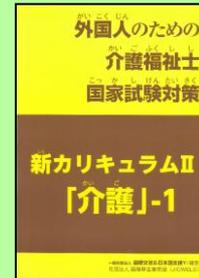
○外国人のための介護福祉士国家試験対策

新カリキュラムⅠ「人間と社会」(国際交流&日本語支援Y)



○外国人のための介護福祉士国家試験対策

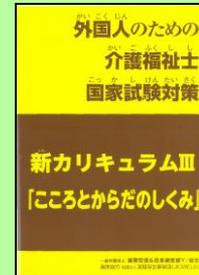
新カリキュラムⅡ「介護」-1,2 (国際交流&日本語支援Y)



○外国人のための介護福祉士国家試験対策

新カリキュラムⅢ「こころとからだのしくみ」

(国際交流&日本語支援Y)



介護福祉士候補者に係る職員等の配置の基準の取扱いについて

- 現在、EPA介護福祉士候補者については、「受入指針告示」により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、この結果、職員等の配置の基準の算定対象とされていない。
- この「受入指針告示」を改正し、候補者を職員等の配置の基準上の算定対象に一部含めることにしたい。

1. 配置基準への算定の可否（※）

- (1) 夜勤に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できることにする。
- (2) 候補者を除いて職員の基本の配置基準（例：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員：利用者＝1：3の基準・夜勤の基本の配置基準）を満たすことは、引き続き受入施設の要件とする。

2. 対象者

以下の①又は②を満たす候補者を、上記1（1）の算定対象とする。

- ① 受入施設での就労開始日から雇用契約が1年に達した者
- ② 日本語能力試験N2以上を保有している者

(※) 考え方:研修施設としての質の確保の観点から、候補者以外で施設の人員最低基準を満たすことが必要。一方で、候補者が施設との雇用関係に基づき勤務していることを評価し、夜勤加算基準等へ算入できることにする。

- 今回の見直しの後、概ね半年を目途に、EPA介護福祉士候補者の受入施設における夜勤状況、候補者のコミュニケーションの状況、受入意向等の実態を把握・分析した上で、必要に応じて見直しを検討する。

日本語能力試験(日能試、JLPT)の概要

1. 主催者 独立行政法人 国際交流基金
財団法人 日本国際教育支援協会
2. 資格種類 民間資格
3. 開始年 1984年(昭和59年)
4. 試験形式 筆記試験(言語知識、読解、聴解)
5. 試験回数 年2回(7月、12月)
6. 開催地 日本、海外 ※2011年(平成23年)7月実施

 日本 34都道府県
 海外 20の国・地域、96都市
7. レベル 5段階

	認定の目安	試験科目と時間
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。	言語知識(文字・語彙・文法)、読解110分、聴解60分
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。	言語知識(文字・語彙・文法)、読解105分、聴解50分
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。	言語知識(文字・語彙)30分、言語知識(文法)・読解70分、聴解40分
N4	基本的な日本語を理解することができる。	言語知識(文字・語彙)30分、言語知識(文法)・読解60分、聴解35分
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる。	言語知識(文字・語彙)25分、言語知識(文法)・読解50分、聴解30分

※N2以上のEPA介護福祉士候補者は、訪日後の日本語研修(6か月)が免除となる。

20年度入国	インドネシア1陣	3名		
21年度入国	インドネシア2陣	1名	フィリピン1陣	10名
22年度入国	インドネシア3陣	2名	フィリピン2陣	2名
23年度入国	インドネシア4陣	1名	フィリピン3陣	1名

8. 実施状況(国内実施分、抜粋)

		受験者数	認定者数	認定率
2010年(平成22年) 7月	N1	23,695人	9,651人	40.7%
	N2	23,126人	13,768人	59.5%
2010年(平成22年) 12月	N1	36,810人	12,774人	34.7%
	N2	26,020人	11,679人	44.9%
2011年(平成23年) 7月	N1	22,782人	6,546人	28.7%
	N2	17,957人	9,057人	50.4%